

平成26年3月24日

小諸市長 柳田剛彦様

小諸市自治基本条例を考える市民討議会
座長 木島和郎

小諸市自治基本条例に基づく「参加と協働のためのルール」の
基本的枠組みについて（提言）

本討議会では、去る1月23日、小諸市自治基本条例の評価及び検討の結果についての提言を行いました。

その提言の中でも述べたとおり、小諸市自治基本条例では、その「第4章 参加と協働」において、市民参加や協働のあり方、また、そのための具体的な手続きなどを「参加と協働のためのルール」として定めることが予定されていますが、これまでそのための取組みが何らなされてきませんでした。

このため、本討議会では、今回の評価及び検討に合わせて、その基本的な枠組みを示すべく、「地域自治組織のあり方」「市民活動の拠点の機能」「市政への市民参加の方法」の三つの項目について討議を重ねてきました。

時間的な制約等もあり、全体的に基本的な方向性を示すにとどまった内容にならざるを得ませんでした。これを踏まえ、それぞれの項目の具体化に向けて今後も検討を継続されるよう強く要望し、下記のとおり提言します。

記

1 地域自治組織のあり方について

(1) 現状及び現状についての認識

①地域自治組織＝「区」の現状

ア 小諸市自治基本条例は、「区」について、「本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます」と定義し（第3条第4号）、「区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります」と、対象地域における共通課題の解決と福祉の向上を目

的とした公共的な組織であり、まちづくりの主体のひとつとして、その存在を位置付けている（第8条第1項）。

また、「本市に住む人は、前条（注：第8条）第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません」と、小諸市に住む人は、その地域の区へ加入して、地域の自治活動に参加すべきであるという理念を決意として規定している（第9条）。

イ 現在、小諸市には68の「区」がある。その規模は、40世帯足らずの区から900世帯近い区まで大小様々であり、また、その成り立ちや形態、組織、地理的条件などについても様々である。さらに、「区」以外に、便宜的に「準区」と呼称されている地区が2地区あり、一定の地域自治活動を行っている。

ウ いずれの「区」においても、安全・安心で住み良い地域づくりをめざして、様々な地域課題の解決や親睦活動、レクリエーション活動などに取り組んでおり、「区」は、地域にとってなくてはならない存在である。また、市等と地域住民とを結ぶ基礎的な組織として、市等の広報紙の配布や各種委員の推薦など、市等からの委託や依頼を受けて様々な業務を行っており、市の行政等にとってもまた、なくてはならない存在となっている。

エ 「区」の活動は、「(1)区独自（固有）の活動」「(2)市等と連携して行う活動」「(3)市等から委託・依頼されて行う業務」の三つに大別されると考えられる。明確に区分できない活動や業務もあるが、以下に主なものを例示する。

(1)区独自（固有）の活動

- ・親睦・スポーツ活動（新年会、区民旅行、ハイキング、敬老会、納涼祭、ふれあい給食会、広報紙発行 等）
- ・文化・伝統行事（神社の祭典、しめ縄づくり、どんど焼き、盆踊り、神輿、文化祭、区民運動会、各種スポーツ大会 等）
- ・美化・清掃活動（区内清掃、道路清掃、道普請、用水・河川清掃、草刈り、集会施設清掃、資源回収、景観美化活動 等）
- ・区への加入促進活動

(2)市等と連携して行う活動

- ・インフラの整備（道路、河川、防犯灯、集会施設、消防設備 等）
- ・防犯・防災活動（防災訓練、地域防災組織づくり、防災マニュアル

づくり、災害時住民支え合いマップ、防犯パトロール、空き家パトロール、危険箇所調査、小学校下校指導（地区安全協議会で実施等）

- ・保健・衛生活動（各種健診・検診、健康達人区らぶ、ごみの分別指導と集積所の管理 等）

(3)市等から委託・依頼されて行う業務

- ・広報紙等の各種文書の配布
- ・各種委員等の報告・推薦
- ・行事等への参加
- ・募金等の取りまとめ

オ 区長の任期は、「小諸市区長に関する規程」では2年と規定されているが、1年としている区も多い。また、区の事業年度についても、4月から翌年3月までとしている区と1月から12月までとしている区とがほぼ同数ある。いずれもそれぞれの区の実情に委ねられているのが実態であり、統一されていない。

②地域自治組織＝「区」の課題

ア 「区」は、上記①エのとおり多岐にわたる活動や業務を行っているが、少子化、高齢化、人口減少の進行、また、住民の価値観やライフスタイルの多様化とそれに伴うコミュニティ意識の希薄化、さらには雇用環境の悪化など、社会的な環境の変化等に伴って、「区」の活動にも様々な課題が生じている。

イ 現に課題となっている事項を「平成25年度区長会アンケート」等から抽出すると、主として以下の事項が挙げられる。

- (1) 役員のなり手がいない（不足している）こと。
- (2) 特に、区長は、その業務が量的にも質的にも大変であるということが共通の認識となっており、そのために選任に苦慮していること。
- (3) 既居住者と新規居住者、高齢者層と若年者層との意思疎通が難しいこと。
- (4) 区の活動や行事への参加者が少ない（少なくなっている）こと。
- (5) 人口減少等に伴って、「区」が将来にわたって「地域自治組織」としての機能を維持していくことができるのかが懸念されること。

(2) 今後の方向性

各区では、上記(1)②のように様々な課題を抱えてはいるものの、少なくとも現時点においては、各区での様々な工夫や努力によって、「区」として存立し、「地域自治組織」としての機能を果たしている。

しかし、「区」の運営が年々難しくなっていることは否定できない事実であり、「地域自治組織」を維持し、発展・強化を図っていくための方策を講じていく必要がある。

①当面の方向性

ア 上記(1)①アで述べたように、「区」の存在は、小諸市自治基本条例において初めて定義され、位置付けがなされたが、その規定を具現化するための取組みは、これまで極めて不十分であったと言わざるを得ない。

イ このため、まずは、「区」が「地域自治組織」としての機能を維持し、発揮できるようにするため、以下の事項に早急に取り組むことが必要である。

(1) 「区」の範囲の明確化

「区」は、「本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織」と定義されているにもかかわらず、「一定の地域」の範囲が明確になっていない。このため、これを明確にし、周知する必要があること。

なお、「区」の境界は、かつては道路や河川等の構造物によって明確になっており、そのことが住民にも認識されていたと考えられるが、新たな宅地の造成や住宅の建設、新たな道路や河川の整備等に伴い、道路や河川等の構造物によって境界を線引きすることができない場所が現に存在している。このような場所については、隣接する区長等と調整を行い、対応策を決める必要がある。

(2) 区長任期と事業年度の統一

「区」が行う活動の中のインフラ整備は、市に対して事業実施を要望し、それに対して市が直接事業を行うか、補助金の交付を申請し、その交付を受けて区が事業を行うというものがほとんどであり、市との連携が不可欠である。しかし、区の事業年度を1月から12月までとしている区では、市の年度途中で区長や役員が交替することになり、事業執行が滞るなどの要因となっている。また、区長の任期を1年と

している区は、区長がその任務に不慣れなまま任期が終了し、次々に交替してしまい、その結果として、小諸市自治基本条例に定める「区の役割」を十分に果たせないという状況をもたらしていることが懸念される。このため、「事業年度を4月から翌年3月までに統一する」とともに、「区長の任期を複数年とする」必要があること。

なお、このことについては、これまでも市から区長会に対し要請等を行ってきた経過はあるが、単なる要請だけでは実現は困難である。実際に事業年度の変更等を行った区の事例等を示しながら、それぞれの区の実情等に応じた丁寧な対応をしていく必要がある。

(3) 加入の促進のための取組み

「区への加入義務」を規定しているにもかかわらず、それを実現するための市としての取組みが何もしられていない。このため、加入マニュアルやパンフレットの作成、小諸市への転入者に対する市役所窓口での加入案内など、加入を促進するための取組みを行う必要があること。

(4) 「区」の支援の充実

「区」が、「地域自治組織」としての機能を継続的・安定的に果たしていくためには、市による一定の支援が不可欠であり、支援策の充実を図る必要があること。

なお、支援策の充実としては、次のようなものが考えられる。

- ・地区担当職員制度の充実
- ・情報提供や相談に応ずる機能の充実
- ・適切な財政支援（区長事務委託費及び区事務委託費のあり方の見直しを含む。）

②将来に向けた方向性

ア 「地域自治組織」のあり方として、当面は、現在の「区」の枠組みを維持していくことが基本であると考え。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、小諸市の人口は、平成37年には3万8千人余りと4万人を割り込み、平成52年には約3万2千人にまで減少するとされている。このように、人口減少が進行していく中では、現在のすべての「区」が、今後もこのままの機能を維持し、活動を継続していくことができるかどうかは極めて疑問であり、今のうちから将来のあり方につ

いて検討していく必要がある。

イ 「地域自治組織」の発展・強化については、様々な形態や手法が考えられるが、そのひとつとして、現在ある「地縁的組織」としての68の「区」は残しつつも、「区」よりも大きな、区長会を構成する10の地区ごとに、「区」以外の各種の団体や組織も包含した、新たな「機能的組織」をつくり、そこに暮らす人々が、主体的に地域づくりを考え、実践していくような、言ってみれば、市の区域内での分権のような仕組みが考えられる。

ウ 「区」は、その成り立ちや組織等が様々であり、区長及び住民の意識も多様である。また、各種の団体や組織も同様である。このため、新たな「地域自治組織」をつくるにしても、決して市からの押し付けではなく、自主的・主体的に組織される必要があり、区長会はもちろん、関係する団体や組織、地域住民と十分議論を重ね、理解と納得のもとに進める必要がある。

エ この場合、全市一斉に新たな制度を導入することは、大きな困難が伴う。このため、まず理解と納得が得られた地域において先行的に実施し、それを段階的に広げていく方法が適当と考えられる。

オ 新たな「地域自治組織」で担う活動等についても、現在の「区」が実施している活動等のうち、「区」の単位では実施が困難になってきているもの、これまで「区」の単位では実施できなかったもの、「区」の単位で取り組むよりも、「区」よりも大きな単位で取り組んだ方が効率的・効果的なもの、また、現在の「区」や個別の団体・組織が実施している活動等のうち、「区」や個別の団体・組織だけで取り組むよりも、互いに連携したり、補完し合って取り組んだ方が効率的・効果的なもの、互いの負担軽減につながるものなどから実施し、「将来的な機能」として、新たな「地域自治組織」ごとに、住民自らが、主体的に地域ビジョンをつくり、それに基づいて、地域の実情に合わせた地域づくりに取り組み、地域課題の解決にあたるような方向を検討していくことが適当と考えられる。

カ なお、現在、特に大きな問題もなく「区」の運営がなされ、活動が活発に行われているところからすれば、新たな「地域自治組織」をつくることは、地域の自治活動をかえって複雑にし、混乱を招くのではないかという懸念を抱くかもしれない。また、何がしかの課題を抱えている多くの「区」においても、以前と比べれば住民の減少や活動の縮小といったことはあるにせよ、「区」の存立が危ぶまれるような状況にまで立ち至っているわけ

ではなく、「区」の将来について漠然とした不安を感じつつも、将来に向けて具体的な対応策を講じようという意識にはなっておらず、そうした動きも見られないのが実情である。

キ しかし、我々は、既にかつて経験したことの無い人口減少社会の中にあり、その中で地域自治を実現していくためには、必ず新しい仕組みが必要になると考える。繰り返しになるが、そうした状況を見据えた、新たな「地域自治組織」のあり方についての具体的な検討を直ちに始める必要がある。いわゆる「茹でガエル」になってからでは手遅れであり、「先手は万手」であるということを銘記すべきである。

2 市民活動の拠点の機能について

(1) 現状及び現状についての認識

①市民活動団体の役割等

ア 小諸市自治基本条例は、「市民活動団体」について、「ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う組織をいいます」と定義し（第3条第3号）、「市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます」と、地域課題の解決などまちづくりを進めるにあたっては、ボランティア団体等の市民活動団体の役割は欠くことができず、その存在は地域社会の重要な担い手となってきたことから、市民活動団体は、その特性に応じた役割の中でまちづくりを進めていくべきことを規定している（第7条）。

イ さらに、「市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します」と、地域課題の解決のために大きな役割を果たす「市民活動団体」と「区」とが連携してまちづくりを推進すること、また、同じ目的をもってまちづくりに取り組む場合、互いの役割の調整と連携が必要であることを規定している（第29条第1項）。

それぞれの理念のもとで自主的に活動している「市民活動団体」と伝統的な地縁団体である「区」とが、調整し、連携してまちづくりに取り組むというこの規定は、他に例を見ない小諸市独自のものであり、この実践を通じて、市民協働の小諸スタイルとも言うべきものを構築していく必要があると考える。

②市民活動の拠点＝小諸市ボランティアセンターの現状と課題

ア 小諸市では、市民活動の推進を図るため、平成13年に「小諸市ボランティア・市民活動推進懇話会」が設置され、平成14年7月に「21世紀の小諸市における市民活動推進への提言」がなされた。

イ 同年、その提言に基づいて、「市民活動支援・推進のためのアクションプラン」が策定され、これらを踏まえて、平成15年6月から、市民活動を支援し、活動の輪を広げるための拠点施設として、「小諸市ボランティアセンター」が開設されている。

イ 運営は、平成18年度以降は指定管理方式が採用されているが、開設当初から小諸市社会福祉協議会へ委託されている。

ウ 「小諸市ボランティアセンター」では、様々な分野で市民活動が推進されるよう、団体や個人に登録してもらい、ボランティア等の派遣依頼に係る調整や相談、市民活動に関する各種情報の収集や提供、情報紙の発行等の啓発活動、会議室等の打合せ場所や印刷機・パソコン等の作業機材の提供などの支援活動を行っている。登録の状況は、平成24年度末現在で、団体登録として195団体、4,238人、個人登録として306人が登録されており、団体・個人とも登録数は年々増加する傾向にある。

エ 「小諸市ボランティアセンター」は、市民活動の拠点として重要な機能を担い、利用者からも一定の評価がなされている一方、様々な課題を抱えている。課題は、大きく「施設面（ハード）」と「機能・運営面（ソフト）」の二つに分けることができると考えられる。

(1)「施設面」では、現在のボランティアセンターの建物は、昭和59年に金融機関として建設されたものを、平成14年に市が取得したものであり、老朽化が進行していること、バリアフリーではないこと、建物を他の機関と共同使用しているために十分なスペースが確保されていないこと、などの課題がある。

(2)「機能・運営面」では、委託先である小諸市社会福祉協議会との役割分担・機能分担が不明確であること、指定管理者制度による委託の妥当性について疑問があること、ボランティア活動や市民活動は幅広い分野を対象としているにもかかわらず、社会福祉協議会が運營業務を受託していることによって、活動が福祉の分野に限定されているかのような印象を与えかねないこと、現状では十分な運営体制とはいえない

いことなどが、平成23年度の「事業仕分け」や「指定管理者の業務総合評価」などで指摘されている。

(2) 今後の方向性

上記(1)②のとおり、現在、市民活動を支援し、活動を推進するための拠点施設として、「小諸市ボランティアセンター」が開設されているが、本討議会では、あらためて市民活動の「拠点」について検討を行った。

「拠点」には、「施設面（ハード）」と「機能・運営面（ソフト）」の二つの側面があると考えられるが、本討議会では、「機能・運営面」についての議論が中心になった。

① 「拠点」の機能

ア 「拠点」が担うべき核となる機能としては、以下の機能が考えられる。

(1) 情報の受発信機能

- ・「拠点」は、各主体の情報を収集し、整理し、蓄積し、それを必要な主体が、必要なときに、いつでも入手でき、さらに広く情報を発信するといった、「情報の受発信」の拠点であること。
- ・市民活動に限らず、「情報の共有」は全ての活動の大前提となるべきものであり、そのためには「情報の受発信」の機能は欠かすことができない。

(2) ネットワーク、コーディネート機能

- ・「拠点」は、情報の共有を通じて、「人」「地域」「組織」などを「つなぐ」拠点であること。
- ・情報の共有が図られることにより、それぞれの主体の間に、これまでの縦割りの仕組みの中では実現し得なかった新たな関係性が生まれ、それにより地域等が抱える多様な課題の解決に協働して向かうことが期待される。

(3) 活動の支援機能

- ・「拠点」は、活動を行う人材の育成や活動のレベルアップのための研修、活動等についての相談、共同事務機能の提供など、「活動を支援する」拠点であること。

② 「拠点」の担い手

ア 上記①の機能は、現在の市民活動の拠点である「小諸市ボランティアセ

ンター」が担うべきものである。現に、それらの機能を担ってはいるが、上記（１）②エのような「課題」を抱えており、「拠点」として望ましい姿にあるとは言えない現状にあると考える。

イ 本討議会としては、「拠点」の機能は、市民、区（地域自治組織）、市民活動団体、事業者、市、議会といった各主体の中間に位置する、いわゆる「中間支援組織（注）」が担うことが望ましいと考える。それは、各主体の中間に位置することにより、各主体と対等な立場で関わることができるとともに、幅広く、柔軟な対応が可能になることが期待されるからである。

（注）「中間支援組織」とは、NPOを支援するNPOといった存在であるが、必ずしも明確に規定された定義があるわけではない。協働を推進する上で、市民と市民、市民と行政、行政と事業者などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。

ウ しかし、「中間支援組織」と言えるものは、小諸市には未だ存在していない。現在の「ボランティアセンター」の登録団体の中には、市民活動を支援することを目的として組織された団体もあるが、「中間支援組織」としての機能までは果たし得ないのが実情である。

エ 「中間支援組織」が設立されるためには、何よりも人材の発掘や育成が必要であり、それに対する行政の支援もまた必要である。「小諸市ボランティアセンター」に蓄積されている市民活動団体の情報に加え、その他の市民活動団体や地域自治組織等の情報を収集し、現状を知ることが、情報の基盤となる。それらを踏まえながら、将来の「中間支援組織」について協議・検討を始めることが必要であり、その過程こそが、将来の「中間支援組織」の基盤となり、市民の主体性・自立性を形成していく重要な人材育成の準備期間になると考える。

③「拠点」施設に関して

ア 本討議会での討議の過程では、現在の小諸市ボランティアセンターには福祉の分野に関する情報やノウハウ等が蓄積されていることから、福祉の分野に特化した拠点とし、市民活動全般を扱う拠点は別に設ける方が望ましいとの議論もなされたが、現に「小諸市ボランティアセンター」という施設があることを踏まえると、まずはその活用を考えるべきである。

イ ただし、「小諸市ボランティアセンター」という名称については、広く市民活動全般を対象とするという趣旨からすれば、例えば「小諸市市民活動サポートセンター」などの名称に改めるとともに、コーディネーターをはじめとする運営体制についても充実を図るべきであると考えられる。

3 市政への市民参加の方法について

(1) 現状及び現状についての認識

①権利としての市民参加

ア 小諸市自治基本条例は、「市民の権利」として、「まちづくりに参加する権利」と「まちづくりに関する情報を知る権利」を有することを規定している（第5条第1項及び第2項）。

「まちづくりに参加する権利」は、住民投票や審議会の委員といった具体的な市政への参加のほか、多様な協働の場への参加の権利であり、「まちづくりに関する情報を知る権利」は、まちづくりに参加するために、まちづくりに関する情報を受け取るだけでなく、自らも積極的に情報を取得できることを権利として規定したものである。

②これまでの取組事例

ア 「まちづくりに参加する」という市民の権利を保障するためには、その権利を行使できるような条件等を整備することが必要である。そのために、市によって行われた取組みには、次のようなものがある。

(1)市の附属機関等の委員の公募

地方自治法に規定されている審議会などの附属機関やその他の懇話会などを組織する場合、原則として、市民からの公募による委員を加えることとされた。

(2)市民アンケートの実施

各種計画の策定や事業の実施等にあたって、市民の意識や意向等を把握するため、市民アンケートが実施された。

(3)市民ワークショップの開催

計画の策定や事業の実施等にあたって、それらに市民の意見を反映させるため、ワークショップが開催された。

(4)懇談会・意見交換会の開催

計画の策定や事業の実施等にあたって、それらに市民の意見を反映させるため、懇談会や意見交換会が開催された。

(5)パブリックコメントの募集

計画の策定や事業の実施等にあたって、それらに市民の意見を反映させるため、パブリックコメントの募集が行われた。

(6) 公聴会の開催等

小諸都市計画の変更等にあたり、都市計画に関する公聴会の開催（公述の申し出がなかったため実際には開催されなかった。）、都市計画案の縦覧と意見書の受付、生活環境影響調査報告書案の縦覧と意見書の受付が行われた。

(7) 広聴事業の実施

市民との「対話」を通じて、建設的な意見や提案を市政に反映させるため、団体・グループを市長室へ招き、市政に対する建設的な意見を聞く「市長のトークサロン」、市長が団体・グループの活動場所に出向き、市政に対する建設的な意見を聞く「市長がおじゃまします」、市民から専用の用紙又はインターネットにより、市政に対する建設的な提案を受ける「市長への提案」などの広聴事業が実施された。

(8) その他の取組み

以上のほか、事業仕分けにおける対象事業及び市民判定人の募集、成人式実行委員と市長との新春座談会が行われた。

イ 「まちづくりに関する情報を知る」という市民の権利を保障するためには、その権利を行使できるような条件等を整備することが必要である。そのために、市によって行われた取組みには、次のようなものがある。

(1) 広報紙「広報こもろ」の発行

「広報こもろ」が毎月発行され、市政に関する情報提供が行われている。また、緊急を要する内容等については、「臨時版」が発行されている。

(2) 市政広報テレビ番組の放映

「コミュニティテレビこもろ」を通じて、市政に関するテレビ番組が放映されている。

(3) 市公式ホームページによる情報提供

市公式ホームページにより、市政に関する情報の提供が行われている。

(4) 行政情報コーナーの設置

市役所本庁舎 1 階に「行政情報コーナー」が設置されており、各種の冊子類などが備え付けられている。

(5) 事業等に関する説明会・報告会の開催

計画の策定や事業の実施等にあたって、その内容を説明するための説明会や報告会が開催された。

(6) SNS（ソーシャルネットワークサービス）による情報提供

携帯電話メールマガジン、ツイッター（Twitter）、フェイスブック（Facebook）による情報提供が行われている。

(7) 出前講座の実施

市職員が講師となり、市内公民館などの会場に出向いて、市の施策や業務内容を説明する「学びのまち・こもろ出前講座」が実施されている。

(8) 定例記者会見の一般公開

年4回、定例市議会の前（2月、5月、8月、11月）に定期的に開催している記者会見が、一般に公開されている。

③現状における課題

ア 上記②の「取組事例」のとおり、「まちづくりに参加する権利」と「まちづくりに関する情報を知る権利」を保障するために、様々な取組みが行われており、一定の評価はなされるべきものであると考える。

イ しかし、これらの取組みは、条例や規則等に定められた、フォーマルなものとして行われているわけではなく、あくまで個別の決裁行為によって行われているものである（ただし、都市計画法に基づく公聴会の開催等は除く。）。このため、任意性が高く、その時々市の考え方に左右されてしまうという点において、市民の権利を保障しているとは言い難い。

ウ また、市民参加の手続きや手法等が定められていないために、担当する部署によってそれらが異なり、取組みの品質が確保されていない。

エ この結果として、図書館に関するワークショップのように評価されるべき取組みがなされた一方で、「市民の意見を聴いた」「市民に説明した」という言い訳として行われたと感じられる事例もあった。

オ このほか、市民参加の取組みを行っても、それについての周知が十分でない、参加者が少ない、参加者が固定化してしまっている、適時適切な情報提供のために情報媒体等を活用しきれていない、などの課題がある。

(2) 今後の方向性

- ア 市民が「まちづくりに参加する権利」と「まちづくりに関する情報を知る権利」を行使するための取組みをフォーマルなものとして位置付けるとともに、その手続きや手法等についても一定のルールを定める必要がある。それによって初めて、その時々の方の考え方等に左右されることのない、一定のレベルの市民参加が保障されることになる。
- イ 情報提供については、「小諸市広報規則」があるが、具体的な手続きや手順等が定められているわけではないため、一定のルール化が必要である。それとともに、広報の窓口となっている企画課ばかりでなく、全ての職員が、「市政に関する情報は、市民との共有財産である」ことを再確認し、その上で、適時適切な情報提供に努める必要がある。
- ウ 市民参加の手法として、今後、ワークショップ等の活用が増えていくと考えられる。その際、重要な役割を果たすのはファシリテーター（進行役）であり、市の職員はもちろん市民も含めて、ファシリテーターとしての能力・技術の向上を図り、ファシリテーターを育てていくことが必要である。
- エ 市民参加の取組みについて、参加者が少ない、参加者が固定化してしまっているといったことは以前から課題として指摘されているが、広範な市民参加を得るための特効薬はない。市民に信頼され、納得される具体的な取組みを実践することこそが、それに至る唯一の道であると考えられる。市においては、「第5次基本構想」を「地域経営のための計画」として策定するための作業が進行中であり、策定にあたっては、まさに広範な市民参加を得ようとしているところである。この「第5次基本構想」策定の取組みが、市民参加・市民協働の良き実践例となることを期待するものである。

4 提言の具体化に向けて

本討議会では、冒頭述べたとおり、市長から依頼された条例の評価及び検討を行い、それに合わせて「参加と協働のためのルール」の基本的な枠組みを示すべく、「地域自治組織のあり方」「市民活動の拠点の機能」「市政への市民参加の方法」の三つの項目について討議を重ねてきたが、時間的な制約等もあり、全体的に基本的な方向性を示すにとどまった内容にならざるを得なかった。

このため、本提言を踏まえ、それぞれの項目の具体化に向けて今後も検討を継続することを強く要望する。

なお、今後の検討については、以下のような枠組みで行うことを一案として提案する。

- ① 「(仮称) 市民協働推進市民会議」を設置する。
- ② 「市民会議」は、以下の事項について調査・検討等を行う。
 - (1) 本討議会の提言を踏まえた三つの項目の具体化に向けたさらなる検討
 - (2) 小諸市自治基本条例の理念に沿った取組みを推進させるための活動
 - (3) その他市民協働の推進に関して必要な事項
- ③ 「市民会議」構成員は、以下のとおりとする。
 - (1) 本討議会の討議員のうちの希望者
 - (2) 各主体から公募に応じた者
 - (3) 三つの項目の関係者・関係団体
 - (4) 市の執行機関の職員
- ④ 「市民会議」の位置付けは、以下のとおりとする。
 - (1) 地方自治法に定める、市の「附属機関」とはせず、「市民参加」の一形態とする。
 - (2) 市は、「市民会議」における検討内容を最大限尊重し、その実現に向けて努力するものとする。